



平成21年5月8日

各位

会社名 総合警備保障株式会社
代表者名 代表取締役社長 村井 温
(コード番号2331 東証第一部)
問合せ先 経営企画部IR室長 若木 輝彦
(TEL. 03-3423-2331)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月8日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 当社および当社子会社を含めた事業内容の拡大および多様化に伴い、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたこと(いわゆる株券の電子化)に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当該定款の定めを削除するとともに、株券および株券喪失登録簿に関する定めについても削除等を行うものであります。(現行定款第6条、第8条第2項、第11条第3項、第12条)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日まではこれを作成して備え置かなければならないことから、経過措置として、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - イ 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第10条)
 - ウ 上記変更に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 株式取扱規則において、株主権行使についての手続を定めていること等を明確にするため、現行定款第12条(株式取扱規則)を変更するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 <条文省略> (1)～(4) <条文省略> <新設> <新設> <新設> <新設> (5)～(19) <条文省略> <新設> (20)～(23) <条文省略> <新設> (24) <条文省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 <現行定款どおり> (1)～(4) <現行定款どおり> (5) 銀行代理業 (6) 銀行業および銀行業に付随する業務に関する業務のアウトソーシングの受託 (7) 貸金業に関する業務のアウトソーシングの受託 (8) 両替業 (9) 特定信書便事業 (10)～(24) <現行定款どおり> (25) 自家用自動車管理業 (26)～(29) <現行定款どおり> (30) 探偵業ならびに個人および企業の信用調査業務の請負 (31) <現行定款どおり></p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p><削る></p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <条文省略></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 <現行定款どおり></p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 <条文省略> 2 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 <現行定款どおり> <削る></p>
<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(7) <条文省略></p>	<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(7) <現行定款どおり></p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 <条文省略></p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 <現行定款どおり></p>
<p>(株式の株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <条文省略> 2 <条文省略> 3 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株式の株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <現行定款どおり> 2 <現行定款どおり> 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) <u>第12条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式および新株予約権に関する取扱いならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) <u>第11条 当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則) <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上